

(別添2)

令和7年度新宿御苑訪日外国人旅行者等受入環境
造園設計業務特記仕様書

令和7年9月

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。
https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html
2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 設計対象範囲

本業務の設計範囲は別途図面に示す範囲とする。
東京都新宿区内藤町11

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和8年3月20日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者等

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
 - ・登録ランドスケープアーキテクト（RLA）
- ②下記のいずれかの実績を有する者
 - ・同種業務：史跡、名勝又は旧大名庭園において、大正期以前の景観復元を業務目的とした造園設計業務（植栽工、剪定工、園路工のいずれをも含む）
 - ・類似業務：史跡、名勝又は旧大名庭園において、歴史的空間の魅力向上を業務目的とした造園設計業務（植栽工、剪定工、園路工のいずれをも含む）

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者とする。
また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
 1. 技術士（環境部門（環境保全計画、自然環境保全）、建設部門（都市及び地方計画、建設環境））又は一級建築士

2. R C C M (造園、都市及び地方計画、建設環境)

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者

の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点	東京都渋谷区千駄ヶ谷	緯度	35° 41' 07"	経度	139° 42' 18"
終点	東京都新宿区内藤町	緯度	35° 41' 07"	経度	139° 42' 51"

第9条 打合せ等

発注者との打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は6回とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務中間時（4回）
- 3) 業務完了時

第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1回を想定している。

第11条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の2の定めのほか下記を記載する。

- 1) 安全管理

第12条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 又は DVD）で2部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがない

ことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びにPDF形式で出力したものを併せて納品のこと。

5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

第13条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第14条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の1に示すとおりとする。

第15条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の2に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。

3. 第1項の規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

第16条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 17 条 削除

第 18 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（４）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第 19 条 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

第 20 条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第 21 条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

第 22 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 23 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を新宿区役所とする。
なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方に基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。有識者にかかる諸謝金及び旅費交通費は、設計変更対象とする。

第 24 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 25 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする
保険に加入しています

第 26 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、測量業務の実施にあつたては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）及び、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 27 条、第 28 条 削除

第2章 業務内容

第29条 業務の目的

本業務では、新宿御苑の魅力向上にかかる取り組みとして、訪日外国人旅行者等の来園者の増加を踏まえ、受入環境の強化により日本館御殿周辺において持続可能な利用を推進できるよう、当該周辺のランドスケープにかかる基本・実施設計の作成を行うものである。

第30条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものとす

る。

第31条 設計と条件

- ① 当該業務と関連する施設は、日本館御殿、日本館御殿附属棟、玉藻池、西洋庭園、温室、旧洋館御休所、大木戸門・駐車場門、旧大木戸門衛所等（※1）である。設計ではこれらを含むランドスケープデザインを作成すること。

※1 日本館御殿：明治大正期の貴重な復元建築物において静謐な空間体験を提供する施設。日本館御殿附属棟：日本館御殿と一体的に日本の伝統文化を気軽に楽しめる施設。玉藻池：江戸期の名残を残す庭園。西洋庭園：玉藻池と連なる明治の庭園。温室：旧皇室庭園時代に御殿と共に利用がなされた施設。

- ② 新宿御苑のポテンシャルを評価する技術を駆使し、新宿御苑の有する土地の特性や個性を読み解き、日本館御殿と調和する周辺空間、さらには日本館御殿の体験性を高め設計とすること。その遂行をもって、訪日外国人利用者を含めた増加する来園者の受入環境の強化を生じる設計とすること。
- ③ 明治期に造成された新宿御苑の庭園手法を理解し、歴史性と将来性を共存させる設計とすること。
- ④ 設計に際しては、季節により大きく変化する利用者数と導線様態を踏まえ、当該エリアが備えるべき機能、機能の配置、導線計画を作成すること。緑地性を重要視し工作物・建築物の引き算の整理を進めること。
- ⑤ 設計思想が当園の管理者に浸透し整備効果を発揮するよう、設計説明書はインナーブランディングに活用できるものとして作成を行うこと。
- ⑥ 本業務は複数事業と同時に進めるものである。新宿御苑のビジュアルアイデンティティ、情報媒体にかかるサイン展示、御殿の建築、これらの設計者と連携しシナジー効果を発揮させること。
- ⑦ 個別の設計対象として、大木戸門周辺、大木戸門より御殿間、大木戸門より庭園方向（新宿御苑造成時の見通し線）、植栽空間、玉藻池の浚渫、現大温室前の盛土の修正、旧大木戸門衛所への埋設管路（給排水・電気・通信）を扱うこと。さらに、大木戸発券所の平面・立面計画について、基本設計レベルでの検討を行うこと。

- ⑧ 現大木戸発券所を除き、上記に伴う既存施設、植栽、盛土、汚泥にかかる撤去設計（現地調査、数量計算、積算、図面作成）も行うこと。
- ⑨ 日本館御殿周辺の機能については、令和6年度新宿御苑大木戸発券所等基本計画策定業務報告書1計画の目的及び概要、2基本計画方針案を参考とすること。

第32条 基本設計

- ① 与条件の確認及び調査
当該建物の設計条件を確認し、現地での実現性や実施方法について検討するため、必要な資料収集、踏査を実施する。
- ② 諸施設の検討及び設定
上記の検討を踏まえ、施設の整備水準等を明らかにした基本設計方針を策定し、基本設計方針を踏まえ、位置、規模、内容について決定をする。
- ③ 基本設計図の作成
位置図、現況分析図、基本設計平面図、主要施設平面図、植栽平面図、排水系統平面図、電気系統計画図等を「自然公園等工事設計図作成要領及び同解説」（自然公園編）に基づき作成する。
大木戸門衛所の整備設計のため、ランドスケープとして許容されうる大木戸門発券所の適性サイズを定めた配置図、立面図及び平面図を作成する。
- ④ 概算工事費の算出
基本設計で検討した整備内容について概算工事費を算出する。
- ⑤ 基本設計説明書の作成
第32条①から④にかかる説明書を作成する。
- ⑥ 透視図の作成
透視図を2カット作成する。
- ⑦ 設計協議
発注者との初回打合せ1回、中間打合せ2回、別途業務受注者（サイン設計者2回、日本館御殿設計者2回）との打合せ4回、有識者4名を各1回とする。
中間打合せは、諸施設の検討及び設定、基本設計図の作成の段階にて、発注者の関係部署を交えて行う。

第33条 実施設計

- ① 与条件の確認及び調査
基本設計のイメージについて、さらに精度を上げて機能性、安全性、快適性、デザイン性、環境との調和性などの面から詳細な確認調査を行う。また撤去設計にかかる現況施設の状況把握を行う。
- ② 実施設計の検討
業務の目的を踏まえ、上記資料に基づき機能性、景観・デザイン性、安全性、経済性、快適性、周辺景観への配慮、植生への影響、並びに施工性、維持管理などの面から詳細な

検討を行う。

設計する施設等は、安全でかつ効率的・経済的なものとなるよう構造計算を行い、適切な構造、規模を設定する。

③ 実施設計図等の作成

「自然公園等工事設計図作成要領及び同解説」（自然公園編）に基づき、工事発注に必要な実施設計図面（平面図、縦横断図、施設詳細図、仮設図、撤去関係図等）及び構造計算書を作成する。

④ 数量計算の作成

算出数量計算は「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省 最新版）により行うものとする。土工数量は作業形態別の数量まで算出する。構造物については単位数量計算書を作成する。

⑤ 工事費内訳書の作成

令和8年3月時点での最新版の積算基準「自然公園等工事積算基準」、令和8年度公共工事設計労務単価、令和8年3月号物価資料を適用し、積算工事費内訳表、明細書、代価表、3者見積比較表を作成し、間接工事費及び一般管理費を含む工事価格の算出をする。マイクロソフト社のExcelによる提出とし、Excel様式は（株）コンピュータシステム研究所の積算ソフト「アトラス」と一致させる。

物価資料・積算基準は最新版写しを作成すること。工事設計額の算出の積算資料として見積書を用いる場合は、3者以上の者から見積書を徴収し、見積比較表を作成のうえ、環境省の基準により採用する。

⑥ 実施設計説明書の作成

設計意図、設計計画及び施工計画において、具体的な施工手順、施工に際しての留意事項、工事工程等について、根拠を示してわかりやすくとりまとめた実施設計説明書を作成する。工事工程については、隣接工事（日本館御殿建築工事）や材料調達の納期を踏まえ、クリティカルパスを明らかにすること。機械施工については、施工機械の指定、施工ヤード確保、施工時期、搬入路の状況及び安全確保等について、具体的に明示する。

⑦ 照査

各種平面図、縦横断図、各種詳細図、工事仕様書、数量計算書、工事費内訳書、構造計算書等の照査を行い、疑義がある場合は、環境省担当官にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

⑧ 設計協議

発注者との中間打合せ2回、納品時打合せ1回とする。

第3章 その他

第34条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は、調査職員が別途指示する。

第35条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第36条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

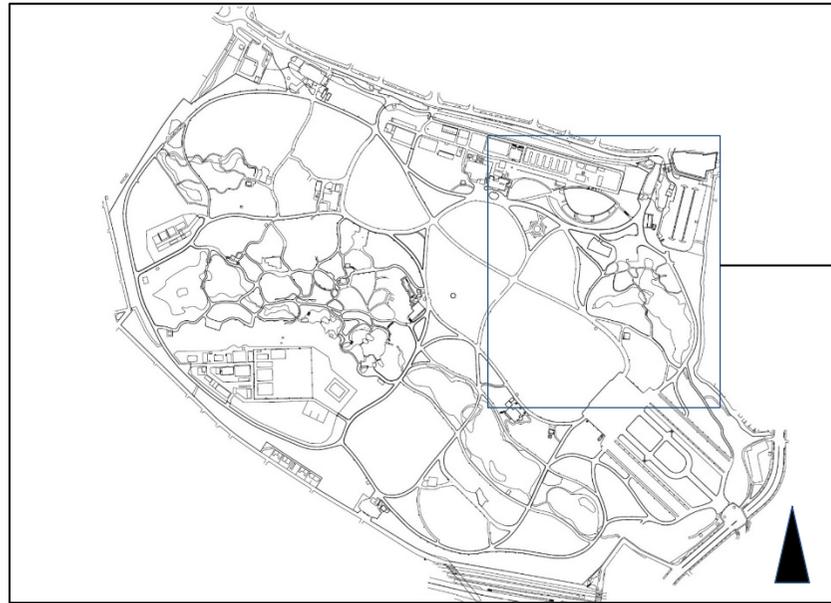
第37条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第38条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

(業務位置図)



新宿御苑全体図

